

NEWS RELEASE

No. 21-18

2022年2月21日

(公財)損害保険事業総合研究所

2月25日発刊「損害保険研究」第83巻第4号のご案内

損保総研は、機関誌「損害保険研究」第83巻第4号を2月25日に発刊いたします。同誌の発刊は、5月、8月、11月、2月の年4回です。

今号には、告知義務違反に対する保険者免責の例外となる因果関係不存在特則について、事例を豊富に挙げて、原因、結果、および因果関係の内容を解明するとともに、因果関係不存在の証明方法や適用方法を検討した論稿を掲載しています。

また、確率が低いが損害額が大きい自然災害等のリスクの過少評価について時間の経過に着目して分析した論稿を掲載しています。

いずれも、研究者・実務家の双方に有益な示唆を含んでいると考えられます。

今号に収録されている論稿の概要は、以下のとおりです。

<研究論文>

告知義務違反時の因果関係不存在特則に関する検討課題

京都産業大学法学部教授 吉澤卓哉氏

本稿は、従来あまり議論がなされてこなかった論点を中心に、告知義務違反時の因果関係不存在特則に関して今後議論すべき論点の全体像を示すことを目的とするものである。

具体的には、まず、因果関係不存在特則における因果（原因と結果）および因果関係の内容を解明することを試みるとともに、告知義務違反に基づいて保険者が保険契約を解除した場合に、請求者がいかにして因果関係不存在を立証することができるかを検討する。そのうえで、自動車保険の告知事項である記名被保険者の運転免許証の色のように、危険に関する事実を表象する事柄を告知事項とする場合に因果関係不存在特則をいかに適用すべきかを検討する。検討の結果、今後議論すべき課題が多く残されていることが明らかとなった。

<研究論文>

確率的な発生時間の災害に備える意思決定

:将来に向けた時間の隔たりが大きいほど弱まる焦燥による解釈

長崎大学経済学部准教授 大角道子氏

本研究は自然災害に備える意思決定を確率的な発生時間を考慮したランク依存型効用関数を用いて考察する。特に、損失を回避したいと望む焦燥が将来に向けた時間の隔たりの大きいほど弱まる選好特性を正式に特徴付け、当該選好が、ランク依存型効用の確率加重関数の対数を取った場合に、点1で星形の関数となることと同値であることを示した。本研究の特徴付けた選好を持つ意思決定者の望む損失補償保険を考察すると、現在からある一定期間に起こる損失のみをすべて補償し、それ以降の損失を補償しない保険がよいとの解釈を得る。

<損害保険判例研究>

「損害保険判例研究会」判例報告

交通事故被害者に対する自動車保険金の過誤払と不当利得の成否

高松高裁令和元年8月30日判決

平成31年(ネ)第21号(損害賠償請求・損害賠償請求反訴控訴事件)、令和元年(ネ)第144号(同附帯控訴事件)

金判1579号2頁、交民52巻4号791頁

中央学院大学法学部講師 木村健登氏

自動車降車時の事故につき、介護事業者向賠償責任保険で免責となる「自動車の所有、使用又は管理に起因」する賠償責任に該当しないとされた事例

東京高裁令和2年6月18日判決

令和元年(ネ)第3254号 保険金請求控訴事件 2020WLJPCA06186014

(原審) 東京地裁令和元年7月2日判決 平成30年(ワ)第8001号 保険金請求事件

2019WLJPCA07026011

損害保険ジャパン株式会社 杉田義明氏

以上

本件に関するお問い合わせ先

公益財団法人 損害保険事業総合研究所

「損害保険研究」編集室 sonpo-kenkyu@sonposoken.or.jp

『損害保険研究』新規購読申込み

<https://www.sonposoken.or.jp/portal/publications/magazine.html>

※本号のご購入や新規定期購読をお申し込みいただいた場合、テレワーク実施中のため、発送には1週間から10日程度、お時間を頂戴します。ご了承いただきたくお願い申し上げます。